

広島県告示第六百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十六年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市川北町字中山六八七の三、六九七、六九八の一、六九八の二、六九九の一、六九九の二、七〇一、七〇二の二、七〇八の一、七〇九、七一〇、八一〇、八一の一、八一八から八三四まで、八三五の一から八三五の一三まで、八三六から八五二まで、八五三の一、八五四、八五七から八六〇まで、八六三の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）